

○テクノプラザおかや広告掲載要領

平成18年3月29日

告示第46号

改正 平成18年6月26日告示第108号

平成22年4月1日告示第64号

(趣旨)

第1条 この要領は、岡谷市広告掲載要綱（平成18年岡谷市告示第24号。以下「広告要綱」という。）の規定に基づき、テクノプラザおかや（以下「テクノプラザ」という。）の広告の掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載が可能なテクノプラザの資産（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) ウェブページ
- (2) ネットフェンス
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(広告の掲載基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、岡谷市広告掲載基準（平成18年岡谷市告示第25号）に規定するもののほか、公共性及び品位を損なうおそれがないものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、別表第1のとおりとし、広告の枠数、掲載位置、掲載順序、掲載方法等は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1月を単位とする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定し、又は延長することができるものとする。

(平成18告示108・一部改正)

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、テクノプラザおかや広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案の原稿（次条において「申込書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 広告案の原稿は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、前条の申込書等の提出を受けたときは、内容を審査し、掲載の可否を決定する。

2 市長は、掲載する広告の可否を審査するに当たり、必要があると認めたときは、広告要綱第7条に規定する岡谷市広告審査委員会の意見を聴くことができるものとする。

3 市長は、広告掲載の申込数が第4条に規定する広告の枠数を超えたときは、抽選により決定する。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、テクノプラザおかや広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（事前協議）

第8条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告の内容、デザイン等に関して事前に市長と協議しなければならない。

（広告料）

第9条 広告料は、別表第2のとおりとする。

（広告料の納入）

第10条 広告主は、請求のあった日から市長が指定する日までに広告料を全額納入しなければならない。

（広告掲載決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

（1）指定する日までに広告料の納入がないとき。

（2）広告の内容、デザイン等に関して事前に協議がないとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、広告の掲載が適当でないと市長が認めるとき。

（広告料の還付）

第12条 市長は、前条第2号及び第3号の規定により広告の掲載を取り消したときは、納入済みの広告料を還付しないことができる。

2 テクノプラザの都合により広告の掲載ができなくなった場合は、掲載ができなかった日数に応じて掲載期間の延長を認めるものとし、延長することが困難な場合は、掲載ができなかった日数に応じて日割り計算した額を広告主に還付する。

(広告主の責務)

第13条 広告の内容、デザイン等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第108号)

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第64号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(1) ウェブページ (テクノプラザホームページ)

種類	バナー広告
サイズ	縦60ピクセル×横120ピクセル
画像形式	GIF (アニメ不可)、JPEG、PNG
容量	4KB以内

(2) ネットフェンス (テクノプラザ南側JR用地境)

サイズ等	1小間 (縦1200ミリ×横1900ミリ) *基本単位は、2小間とし、広告の大きさに応じて1小間ごと追加できる。
素材	ターポリン等
その他	広告の周囲にハトメを付けること又はネットフェンスから容易に取りはずすことができないものであること。

別表第 2（第 9 条関係）

（平成 1 8 告示 1 0 8 ・平成 2 2 告示 6 4 ・一部改正）

広告媒体	単位等	広告料
ウェブページ	トップページ（1 枠）	円 月 5, 0 0 0
	その他のページ（1 枠）	月 3, 0 0 0
ネットフェンス	基本（2 小間）	月 5, 0 0 0
	追加（1 小間）	月 3, 0 0 0
その他	市長が別に定める。	

様式第1号(第6条関係)

テクノプラザおかや広告掲載申込書

年 月 日

岡谷市長 　あて

申込者 住所(所在地)

名称

代表者氏名

電話番号

テクノプラザおかや広告掲載要領第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 掲載希望広告媒体

- ①ウェブページ ②ネットフェンス
③その他()

2 規格

3 掲載希望期間

年 月 日 から 年 月 日 まで
(箇月 ・ 1年)

4 備考

- (1) 広告は、岡谷市広告掲載要綱に掲げる要件を備えているものとし、その判断は、市長が行います。
- (2) 広告には、いかなる個人名も掲載することができません。ただし、個人名が事業所名として使用されているときは、この限りではありません。
- (3) 広告の内容に関する一切の責任及び負担は、広告主が負うものとします。
- (4) 広告料の請求は、原則として1月単位とし、請求のあった日から市長が指定する日までに全額納入してください。ただし、希望により複数月の広告料を事前に納入することもできます。

様式第2号(第7条関係)

テクノプラザおかや広告掲載決定通知書

年 月 日

様

岡谷市長

年 月 日付で申込みのあった広告の掲載について、下記のとおり掲載(する・しない)ことを決定しましたので通知します。

広 告 媒 体	
掲 載 位 置 ・ 規 格	
掲 載 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 箇月 ・ 1年
広 告 料	円
掲 載 し な い 場 合 の 理 由	
備 考	

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）